

政治と宗教の問題? : 旧統一教会について : 京・江戸・博多、そして巴里 : 9

南野, 森
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7170258>

出版情報 : 福音宣教. 76 (9), pp.10-11, 2022-10-01. オリエンス宗教研究所
バージョン :
権利関係 :



筆者が最近受けたインタビューを、2点紹介いたします。

①毎日新聞デジタル版（2022年8月30日公開）

旧統一教会と政治「難しい憲法の問題ではない」憲法学者が指摘

<https://mainichi.jp/articles/20220829/k00/00m/040/123000c>

②TBSテレビ「報道特集」（2022年8月20日放送）

検証第4弾・旧統一教会②内部資料入手…地方政界進出の思惑

<https://youtu.be/kjDCKguWYEg>

*①「毎日新聞 南野森」、②「報道特集 検証第4弾」で検索するとヒットします。

京・江戸・博多、そして巴里

南野 森●憲法学者

9

政治と宗教の問題？——旧統一教会について

「政治と宗教」をめぐる報道が、連日続いている。「世界基督教統一神霊協会」——「統一協会」とも「統一教会」とも略称される宗教法人で、2015年、「世界平和統一家庭連合」に改称。日本カトリック司教団は、1985年6月の声明で、この団体が「キリスト教ではなく（…）エキュメニズムの対象にもなり得ないことを明確に宣言」している——と国会議員や地方議員・首長、大学人との関係が次々と明らかにになり、概ねどのメディアもそれを批判的に報じている。

そしてこの件では、私にも多くの取材依頼があった。「政治と宗教」といえば信教の自由や政教分離といった憲法上の問題もあるだろうし、どう扱えばよいのか分からない、と悩みを吐露するメディア関係者も多かった。

そういう取材者に対して、私は、いま問われているのは「政治と宗教」の問題ではない、とお答えしてきた。政治家が宗教団体の支援を受け、宗教団体と近い関係になることは、政治資金規正法や公職選挙法などの法令に違反しない限りは問題ない。もちろん、特定団体の意向に政治が影響されることには賛否があるが、そのことが法的にどうかと問われれば、そういう答えになる。これは宗教団体に限らず、労働団体や業界団体といった各種の「圧力団体」と同じである。憲法20条1項の政教分離の観点から禁止されるのは、特定の宗教団体に特権が与えられたり、宗教団体が統治権力を行使することで、宗教団体が政治的な影響力を行使することは禁じられていないとするのが憲法学の通説である。

いま問題となっているのは、「政治と宗教」ではなく、「政治と統一教会」なの

である。統一教会は、靈感商法や合同結婚式、正体を隠した勧誘や洗脳、そして法外な「献金」や家庭崩壊などがかねてより問題となっており、そのことが裁判で繰り返し認定されてきた特異な団体である。著名人がそのような団体と付き合うなら、その宣伝となりお墨付きを与えることにもなりかねず、その結果、被害者救済を滞らせ、さらなる被害者を生むことにもつながる。だからこそ、政治家や大学人はそのような団体と一切関係を持つてはいけないのである。

もちろん、政治権力や裁判所が特定の宗教団体の信仰・教義についてその正邪を判断することは、信教の自由の侵害となり憲法上決して許されないが、主観的に信仰を理由としていようがまいが、客観的に違法行為や不法行為が行われれば、それに対する刑事・民事の制裁が与えられることは当然である。

そして制裁には行政上のものもある。そのような団体が宗教法人格を与えられたままで良いのか、という問題が、やはり検討されるべきである。裁判所によりなされる宗教法人法上の解散命令は、その結果、法人格とそれに基づく税制上の優遇措置などが奪われるという意味ではその宗教の信者らに不利益を及ぼすものではあるが、決して、その信仰や教義が否定され、禁圧されるのではない。宗教法人格をもたなくても、信者は信教の自由を行使することができるのである。

「政治と宗教」とか「信教の自由」や「政教分離」といった大きな論点に問題を吸収してしまうのではなく、被害者救済と責任追及、そして更なる被害の防止のために、この問題の特異性に着目した対応が望まれるところである。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。